
有料職業紹介返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が 90 日以内に本人都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に変換する制度です。

- (1)入社日以後から 30 日以内の退社の場合、紹介手数料の 80%を変換するものとする
- (2)入社日以後から 60 日以内の退社の場合、紹介手数料の 50%を変換するものとする
- (3)入社日以後から 90 日以内の退社の場合、紹介手数料の 20%を変換するものとする

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先(求人者)で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号 21-ユ-300332

事業所の名称及び所在地 株式会社キャリアアップ

岐阜県岐阜市北島 8 丁目 1-5